

一般建築物石綿含有建材調査者講習

令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事を行う前には、**資格者等による事前調査の実施**が義務付けられます。

本講習では、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有するものとして環境大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣が定める者を養成します。

対象

広島県内の事業者等

定員

100名程度（原則先着順）

受講資格

裏面をご確認ください。

受講料

49,500円（消費税込・テキスト代込）

実施機関

一般財団法人 日本環境衛生センター

受講日程

令和4年2月12日（土）～14日（月）

1日目 9時15分～17時50分	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 石綿含有建材の建設図面調査
2日目 9時15分～16時30分	現場調査の実際と留意点 建築物石綿含有建材調査報告書作成
3日目 9時15分～11時20分	筆記試験 (合格者には修了証明書が付与されます。)

会場

広島市総合福祉センター 5階

(広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま)



※ 駐車場は確保しておりませんので、公共交通機関でお越しください。

申込方法

広島市ホームページよりお申し込みください。

<URL>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/89/248697.html>

<受付期間>

令和3年12月1日（水）8時30分から

令和4年1月12日（水）17時00分まで

<QRコード>



主催：広島市、一般財団法人 日本環境衛生センター

受講資格

本講習を受講するためには、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験が必要です。
 下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格 区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
1～10に該当しない方は、 （一財）日本環境衛生センター（TEL：044-288-4919） にお問い合わせください。		

広島市は、世界共通目標のSDGsと同じ社会を目指しています！



広島市が従来から目指す「平和」（戦争がないというだけでなく、良好な環境の下に人類が共存し、一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態）の実現とSDGs（持続可能な開発目標）が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現は方向性が一致しています。
 この取組は、主にSDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」の達成に資するものです。



【問合せ】 広島市環境保全課 大気騒音係

TEL 082-504-2187 / FAX 082-504-2229